

内部統制の整備に関する基本方針

【業務の適正を確保するための体制に関する基本認識】

当社は、「ダイハツ企業理念」、親会社であるトヨタ自動車株式会社の経営理念および「トヨタグループビジョン」に基づき、当社および子会社に従事する一人ひとりが、これらを正しく理解し、実践できる人づくりを行います。

また、現場に寄り添い、声をかけあえる風通しの良い職場風土づくりを行います。

「トヨタ生産方式（TPS）」の考えのもと、“異常があれば立ち止まり改善する”仕組みづくりを行い、これを弛まず継続します。そして、これらを実践することにより業務の適正の確保を図ります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 業務執行にあたっては、取締役会および組織横断的な各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
- ② 企業倫理、コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要課題と対応について取締役会等で適切に審議します。
- ③ 倫理に関する規程、取締役に必要な法知識をまとめた解説書等を用い、就任時の説明等の場において、取締役が法令および定款に則って行動するよう徹底します。
- ④ 各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持します。
- ⑤ 教育を含めたコンプライアンスの仕組みを不断に見直し、実効性を確保します。そのため、各部署が点検し、取締役会等に報告する等の確認を実施します。
- ⑥ コンプライアンスに関わる問題および疑問点に関しては、当社および親会社が設置する内部通報窓口等を通じて、法令遵守および企業倫理に関する情報の早期把握および解決を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令ならびに関係規程に基づき、各担当部署に適切に保存および管理させます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により所定の権限および責任に基づいて業務および予算の執行を行います。重要案件については、取締役会や各種会議体への付議基準を定めた規程に基づき、適切に付議します。
- ② 資金の流れや管理の体制を文書化する等、適正な財務報告の確保に取り組みます。
- ③ リスクマネジメントに関する規程を制定するとともに、リスクマネジメントの責任者を任命し、当社の事業活動に関わる重大なリスクを特定し、子会社と連携して当該リスクに対する対策を行います。
- ④ 災害等の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて、リスク分散措置および保険付保等を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、各組織における業務執行の責任者を定め、幅広い権限を与えます。各業務執行責任者は、経営方針達成のため、それぞれの業務計画を主体的に策定し、機動的な執行を行い、取締役はこれを監督します。
- ② 様々な有識者およびステークホルダーの意見を傾聴し、経営や企業行動のあり方に反映させます。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社の経営理念およびダイハツ企業理念を子会社と共有し、企業集団の健全な内部統制環境の醸成を図ります。子会社管理を総括し管理体制や仕組みを整備する部署、子会社に対する管理業務の全般的な窓口を担当する部署、および各担当分野において子会社を横断的に指導・支援する部署の役割を明確化し、子会社の位置づけに応じた多面的な管理を図ります。また、親会社や子会社との定期および随時の情報交換を通じて企業集団の業務の適法性と適正性を確認します。

i. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社との間で合意した規程に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の各種会議体への付議事項を定めた規程に基づき、当社の取締役会等において審議します。

ii. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務、安全、品質、環境、災害等のリスクマネジメントに関しては、子会社に対して、取り組みを推進する体制を整備し、重大なリスクについて速やかに当社に報告することを求めるとともに、重要課題と対応については当社の各種会議体への付議事項を定めた規程に基づき、取締役会等において審議します。

iii. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役に対して、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、業務分掌を定め、それに基づく適切な権限委譲を行い、業務が効率的に行われるよう求めます。

iv. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社に対してコンプライアンスに関する体制の整備を求め、当社はその状況について定期的に点検を行い、その結果を当社の取締役会等に報告する等の確認を実施します。子会社におけるコンプライアンスに関わる問題および疑問点に関しては、子会社が設置する内部通報窓口や、当社が設置する国内子会社を対象とした通報窓口等を通じて、子会社の法令遵守および企業倫理に関する情報の早期把握および解決を図ります。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査役の職務を補助するため、監査部所属の使用人に監査役の職務に必要な事項を命ずることができます。当該使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならないものとし、そ

の人事については、監査役の同意を得ます。

また、監査役の職務の執行に必要な費用は、適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担します。

- ② 取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、定期的にまたは随時に、業務執行等に関する報告を行い、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。必要に応じ子会社の取締役等からも報告させるほか、当社または子会社が設置する内部通報窓口等への重要な通報案件についても、監査役に報告します。監査役へ報告をした者について、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることはない旨を定めた規程を整備します。
- ③ 監査役による主要な各会議体への出席、重要書類の閲覧、会計監査人および内部監査部門との定期および随時の情報交換の実施を確保するとともに、必要な外部人材を直接任用する機会を確保します。

以上